

## 変更はすごい収集 冬期ごみ収集にご協力を

例年のことですが、降雪と同時にごみの収集地域と方法をつぎのように変更します。これは、降雪によって収集車が運行できる範囲が限定されるため、収集を中止する地域はもちろん、収集を行う地域であっても従来の収集場所を移動することによって収集場所まで相対距離が...

これは、降雪によって収集車が運行できる範囲が限定されるため、収集を中止する地域はもちろん、収集を行う地域であっても従来の収集場所を移動することによって収集場所まで相対距離が...

### 1.降雪と同時に収集を中止する地域

| 第1地区<br>(町部の1部と東谷方面)       | 第2地区<br>(町部の1部と塩谷方面)  | 第3地区<br>(町部の1部と西谷方面)                             |
|----------------------------|---|--|
| 栗山沢・松尾・寒沢・吹谷<br>上来伝・下米伝・菅畑 | 大倉・入塩川・本所・島田<br>山葵谷・藤谷・平中野俣・<br>九川・塩中・梅野俣・塩新町<br>天平・沖布・滝の口・上檜出<br>文納・鶴ヶ島・水沢・明戸<br>山屋・陶山 | 田代・半蔵金・森上・木山沢<br>平中野俣・新山・繁窪<br>軽井沢・比礼・本津川<br>土ヶ谷 |

### 2.降雪と同時に収集車の通れる場所へ持ち出していただく地域

| 第1地区<br>(町部の1部と東谷方面)                              | 第2地区<br>(町部の1部と塩谷方面)              | 第3地区<br>(町部の1部と西谷方面)                                       |
|---|-----------------------------------|--|
| 滝の下町・天下島・旭町<br>東町・仲子町・谷内1丁目<br>のウラ通り。<br>赤谷・小向・栃堀 | 平・東が丘・金沢・原・巻<br>淵のウラ通り。<br>二日町・人面 | 大野(本村・川東団地)<br>緑ヶ丘・馬市小路・大町の<br>ウラ通り・北荷頃・一之貝<br>中・田之口・楡原・岩野 |

3.上記1、2以外の地域は変更ありません。

は次の収集日に出してください。冬期間のごみは、紙袋に絶対入れないでください。降雪状況によっては収集が遅れる場合があります。ポリ袋に入れて、雪穴を掘って入れて、おこなと保管に注意してください。冬期間の収集場所は関係地域の区長さんが交通規制や除雪状況を考慮して選定します。必ず指定された場所に出してください。

### 補聴器巡回相談のお知らせ

福祉事務所では、身体障害者手帳を所持する市内の聴覚障害者の方を対象に、補聴器の巡回相談を実施します。相談費用は無料です。一、補聴器の修理、点検、整備

二、補聴器の正しい取り扱い方その他、補聴器に関する諸々の相談を希望される方は、福祉事務所に備え付けの用紙に記入してお申し込みください。相談日時 十一月二十日午前十時から午後三時まで 相談場所 市役所大会議室(四階)

## 栃尾市交通安全市民大会

交通事故は人災である。事故の原因が人間の不注意によって起るのであるから、一人一人が注意すれば交通事故は必ず減滅できるはず...この発想にもとづいて交通安全運動が展開されてから久しい。本市は、昭和四十一年十月交通安全都市の宣言を行い各種団体の協力を得ていろいろの運動をつづけてきた。交通安全施設の整備などにあわせて、交通指導員制度を設けて直接街頭指導を行い、学校教育の場でも交通安全の正しい理解をさせるため、各学校が地域の特殊性を生かした方法で指導されてきました。市では、今後一層この運動を強力に展開するため、さる十月十八日市民会館で交通安全市民大会を開き、誓いもあらたに交通安全ゼロに取り組みことにしました。(写真は、大会における各種スナップ)

市中パレード風景

交通安全功労者表彰

記念講演(交通評論家) 木内俊夫氏

交通事故防止 作文・標語 決意表明 入賞者表彰

| おもな内容           |       |
|-----------------|-------|
| 秋の交通安全運動終る..... | 2・3・4 |
| 49年度栃尾市ほう賞..... | 5     |
| 戸籍あれこれ.....     | 6     |
| フォート・ニュース.....  | 7     |
| とちおと人物(物語)..... | 8     |
| 公民館のページ.....    | 9     |
| お知らせ.....       | 10    |

昭和49年秋季全国火災予防運動  
生活の一部に火の点検  
11月26日午前8時30分サイレンを吹鳴します。(長音1分)  
11月26日~12月2日

(9月末日現在)

|     |        |
|-----|--------|
| 世帯数 | 7,700  |
| 男   | 16,237 |
| 女   | 17,242 |
| 計   | 33,479 |

### 今月の税金

▷固定資産税  
▷国民健康保険税  
納期 11月30日

### 行政相談日

▽とき 十一月二十五日  
午前十時から午後三時まで  
▽ところ 市役所市民相談室  
なんでも気軽に相談ください

### 交通事故発生状況 (昭45~49年8月)

| 区分     | 年  | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 計   |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 事故発生件数 | 45 | 1  | 2  | 2  | 11 | 17 | 10 | 10 | 14 | 9  | 11  | 19  | 4   | 111 |
|        | 46 | 3  | 3  | 11 | 10 | 12 | 8  | 9  | 15 | 6  | 5   | 7   | 4   | 93  |
|        | 47 | 2  | 8  | 1  | 13 | 12 | 16 | 16 | 10 | 9  | 7   | 10  | 2   | 109 |
|        | 48 | 5  | 9  | 3  | 7  | 7  | 7  | 15 | 18 | 11 | 5   | 6   | 4   | 97  |
|        | 49 | 7  | 5  | 4  | 5  | 6  | 7  | 5  | 14 |    |     |     |     |     |
| 死者     | 45 |    |    |    |    |    | 1  | 1  |    |    |     | 1   |     | 3   |
|        | 46 |    |    |    | 1  | 2  | 1  |    |    |    |     |     |     | 4   |
|        | 47 |    |    |    |    |    | 2  |    |    |    | 1   |     |     | 3   |
|        | 48 |    |    |    | 1  |    |    |    |    |    |     | 2   |     | 3   |
|        | 49 |    |    |    |    |    |    |    |    | 2  |     |     |     |     |
| 傷者     | 45 | 1  | 3  | 2  | 13 | 18 | 12 | 13 | 14 | 13 | 18  | 25  | 7   | 140 |
|        | 46 | 3  | 3  | 12 | 13 | 10 | 7  | 9  | 18 | 6  | 5   | 7   | 4   | 97  |
|        | 47 | 2  | 10 | 4  | 13 | 16 | 17 | 22 | 12 | 10 | 8   | 14  | 2   | 130 |
|        | 48 | 5  | 12 | 3  | 7  | 8  | 9  | 18 | 23 | 11 | 6   | 5   | 5   | 112 |
|        | 49 | 7  | 6  | 5  | 6  | 8  | 9  | 5  | 17 |    |     |     |     |     |
| 物損     | 45 | 4  | 4  | 6  | 5  | 4  | 8  | 8  | 4  | 7  | 9   | 6   | 6   | 71  |
|        | 46 | 8  | 4  | 8  | 4  | 6  | 8  | 8  | 4  | 4  | 6   | 8   | 1   | 69  |
|        | 47 | 3  | 7  | 5  | 4  | 3  | 8  | 8  | 13 | 4  | 3   | 3   | 1   | 62  |
|        | 48 | 2  | 3  | 5  | 3  | 4  | 5  | 6  | 9  | 9  | 5   | 4   | 3   | 58  |
|        | 49 | 6  | 5  | 3  | 2  | 8  | 6  | 8  | 7  |    |     |     |     |     |

## 自動車を安全に使うために

……定期点検を忘れないで……



## 「だろろう」はダメ —交通マナーの徹底を—

これから冬にかけて交通事故の多発が心配されます。特に危険な時間帯は、日没前後一時間雨天であればなお危険度は増します。歩行者の服装が全体的に黒っぽくなり、運転者は、車のライトを

つけても前方を歩く歩行者の確認ができにくくなります。しかし、歩行者は、車がライトをつけて走っているれば、車が走っていることをわかってよけてくれると思っています。一方、歩行者は、車のライトの

移動によって当然車の確認ができますし、後方からくるその車を運転している人は、自分をわかってきているかと思いがちです。このように、運転者と歩行者が互に相手が自分を確認してよけてくれるだろろうという安易な考えが事故に結びつきます。運転者、歩行者がそれぞれこのことさらに気を配り、悲惨な事故に合わないようによけてください。

飛び出しなどがあるかわかりません。前方の安全を確認してから走り出すようにしましょう。

**歩行者**  
1 道路を歩くときは、運転者がよく確認できるように明るい服装にするよう心がけましょう。  
2 歩車道の区別がある道路は、必ず歩道を歩き、車の直前直後の横断は絶対やめましょう。  
3 横断歩道であっても、必ず手をあげて、車が止まったことを確認してからわたしましょう。

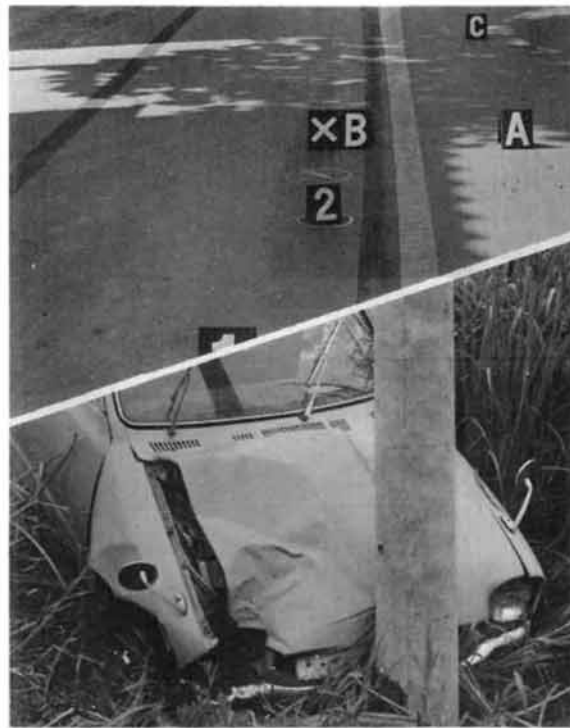
## 秋の交通安全運動終る

さる九月二十一日から三十日まで秋の全国交通安全運動が行われました。市でも、この期間中交通指導員の街頭指導をはじめ、いろいろの団体の協力を得て、交通事故ゼロをめざして強力な運動を展開しました。

### 本市の交通事故の特色

#### 幼児 子供の飛び出し事故が四十パー

本市の交通事故のうち約四十パーが幼児、子供の飛び出しによる事故です。これは、道路がせまい、遊び場の不足、違法駐車・道路に平気で物を放置するなど道路環境の悪さ



とうさん、おかあさん方の交通事故に対する再認識です。最近の子供は、自動車などをこわいものと考えないようになってきました。道路を歩いていても自動車がよく通ってくれると思っ

親子の語りの中に交通事故の話題をとりあげ、まず親が正しい交通ルールを身につけるとともにお子さんに正しい交通指導を具体的に

# ほゞ遠く交通事故ゼロ



写真は、前列左から大崎市長、武土保兵右工門、渡辺市長、平林議長、高橋清二郎、松沢實二(代人)後列左から武土保兵右工門、佐藤義信、矢沢正一、藤井勇、藤佐良平、故酒井嘉平次(代人)、磯部滝太郎(代人)、田辺助役(敬称略)

大崎市長 果樹物価格査定委員として業界の指導、織物組合常務理事及び理事として販路拡張、新商品の開発等産地発展に寄与、商工会役員として組織運営基盤の確立及び商工業会の振展に寄与する等産業振興に大きく貢献。市教育委員一期。

磯部滝太郎 人権擁護委員七年、民生委員十五年、保護司六年を歴任社会福祉のために尽力。その前は西谷村書記、助役、合併以後市

故酒井嘉平次 村会議員二期、農業委員四期、農協理事十五年、巢守

高橋清二郎 昭和三十四年七月公民館運営審議委員に就任。現監査委員、勤労青少年ホーム運営委員、市議会議員であり指導者として貢献。

松沢實二 昭和三十一年医師を代表して国民健康保険運営協議会委員に就任。豊富な知識と経験により積極的に運営に尽力。また、各診療所の経営状況もへき地住民のために苦慮し運営に力を注いできた。

藤井勇 昭和四十一年三月市吏員退職後、同四十三年十二月から民生委員及び市民生委員協議会副会長ならびに市社会福祉協議会評議員、同四十五年四月から同会長、理事となり更に県社会福祉協議会評議員を歴任。他に、固定資産評価審査委員七年、選挙管理委員三年をへて現在に至る。

交通安全発生状況 昭和49年9月現在 発生件数 7件(前月同11) 死者 2人 傷者 5人 横断歩行者妨害 1件 後方不確認 1件 その他 4件

自衛官募集中 陸・海・空自衛官(2士)を募集しています。自衛官の規律ある団体生活で身につけた技術・責任感や根性は、一般社会に広く歓迎されています。くわしいことは市役所総務課へ

市民の模範として推奨するにふさわしい功績や行いのあった人、市政の発展、産業の振興、文化の向上、市民福祉の増進につくされた人々をほう賞する昭和四十九年度栃尾市ほう賞受賞者が決まり、十一月三日の文化の日に市役所で授与式が行われました。

高橋清二郎 昭和三十四年七月公民館運営審議委員に就任。現監査委員、勤労青少年ホーム運営委員、市議会議員であり指導者として貢献。

松沢實二 昭和三十一年医師を代表して国民健康保険運営協議会委員に就任。豊富な知識と経験により積極的に運営に尽力。また、各診療所の経営状況もへき地住民のために苦慮し運営に力を注いできた。

藤井勇 昭和四十一年三月市吏員退職後、同四十三年十二月から民生委員及び市民生委員協議会副会長ならびに市社会福祉協議会評議員、同四十五年四月から同会長、理事となり更に県社会福祉協議会評議員を歴任。他に、固定資産評価審査委員七年、選挙管理委員三年をへて現在に至る。

### 四十九年度栃尾市ほう賞 九人、一団体を表彰

▽高橋清二郎六〇歳 天下島 議員

会議員 ▽松沢實二五五歳 金沢 医師 ▽大崎市長七二歳 仲子町 会社社長 ▽磯部滝太郎七四歳 森上 無職 ▽佐藤義信六六歳 大町 僧侶 ▽藤井勇六六歳 大

町 無職 ▽故酒井嘉平次七八歳 栃尾 無職 ▽武土保兵右工門八四歳 栃尾 無職 ▽栃尾植物友の会(会長矢沢正一) ▽藤佐良平七二歳 鴉ヶ島 無職

神社氏子総代二十年などを歴任し地域発展に貢献。自治興隆ならびに公益の伸展に尽した。

武土保兵右工門 村会議員一期、農協理事六年、栃尾区副区長及び役員として二十八年、森林保護組合長二十年など区行政へ貢献するとともに自治興隆、公益の伸展に尽した。

栃尾植物友の会(会長矢沢正一) 会則に示す目的及び事業により毎年校の苗木生産無料頒布を行い、関係方面から感謝状及び表彰状を受けている。頒布した桜苗木は約三千五百本に達し、奉仕精神の普及、植物をとおして生活環境をよくすることに努めている功績は大きい。

藤佐良平 川谷地区において鴉ヶ島が比較的的交通に恵まれないことから現水島橋の必要性及び道路のつけかえを力説し、この実現に尽力。三十九年災害における復旧についても率先して協力するなど区域の発展に尽力した。市議会議員一期、農業委員十一年、区長四年等をつとめ公益の伸展に尽した。

## 安全運転の心構え 事故防止のための確かな運転を

運転者は、交通規則を守って運転しなければならぬ義務がありますが、同時に、ハンドルを握ったら絶対に事故を起こさないと強い責任感を持たなければなりません。運転者は、「一歩まちがえば人命を奪う危険な仕事に従事している」ことをじゅうぶん認識して、自分の能力のすべてを注いで安全運転を行い、交通事故から他人を守り自分を守ることにつとめなければなりません。

運転とは、生命への危険と隣り合せの仕事であることを心にきざみ、人の命があらゆるものに優先して尊重されなければならないことを忘れてはいけません。交通規則を理解し、守る心、交通規則を守らない運転者は、自動車を運転する資格はありません。また、交通規則は、頭で理解しているだけではたりません。頭で理解すると同時に、走行時の周囲の状況の変化につねに対応

力の良否をきめる決定的瞬間です。すぐれた判断力を持つ運転者は追い越せるか? 追い越せないか? といった確信が持てないときは追い越せないと判断します。安全な通行に少しでも疑問があるときは、安全確認をしたことにならないからです。とかくハンドルを握ると、自分の本位のおがままな心理状態に陥りやすく、勝手に自分に有利な判断をしやすくなります。心身の状態を良好に交通安全の原因の中には、運転者の心やからだの状態がたぶんに影響しているものが多くあります。いつでも心身の調子を整え冷静に、沈着に、慎重にハンドルを握ってください。



「バカヤロー」ってどなられてみたい! あの時ボクはまだ一年生だった。いつものようにボクの頭に手を置いて「いってくるヨ」と言ったおとうさん。大きくて暖かい手だった。ボクは、お父さんはスーパーマンみたいに強いんだと思っていた。片手でボクをだいてくれた。肩車で動物園をぐるぐる回ってくれた。なのに交通事故で死ぬなんて……。今、ボクは6年生。友達が、お父さんにしかられた話をしていると、と

できるよう、からだを理解しておくことが必要です。注意力を集中する。車の運転は一瞬の油断も許されないうきびしい仕事であり、つねに注意力を集中して先を読むことこそ安全運転の心構えです。油断からくるわき見、車内での雑談などは、危険物を見おとしたり、発見が遅れて事故につながります。ゆずりあいの気持ちを持つ。道路は、多数の人がゆずりあって使う公共の施設です。交通規則は、必要最少限度の交通ルールを定めたもので、実際の場においてはどちらの車が進路をゆずるかとかついに判断しにくい場合がきわめて多いものです。これを解決してくれるのが、ゆずりあいの気持ちです。だろいう運転はやめよう。自動車運転していると、だれでも次のような経験をします。「前の車を追い越すことができるだろうか?」これは運転者の判断

運転技能を過信しない。自動車の性能は、普通の運転ではかなりの安全余裕を残すよう作られています。この性能の余裕は無理な運転をするためのものではありません。この余裕に助けられていることを忘れて、乱暴な運転をしても事故を起こさないのは、自分の腕がいいからだと思っっている運転者がいます。

訂正とおわび 本紙十月二ページの固定資産評価審査委員の任期が四年となっておりましたが、三年のあやまりでした。訂正しておわびします。

### ようこそ栃尾へ。30年ぶりの里帰り



敗色濃い第2次世界大戦末期の昭和19年8月から20年11月まで、戦禍を逃れて栃尾に学童疎開をしていた東京都葛飾区の学童たちが、さる10月9日30年ぶりに里帰りし、当時の疎開先の関係者、級友たちと旧交をあたためました。

「文字どおり戦争の悲惨さをはたで味わった私達ですが、あれから30年、栃尾ですごした1年数ヶ月の疎開生活の思い出は、ことあるたびに励ましとなっています。立派に成人した私達を見てください。」 思い出を話す人も、聞く人も、長い歳月を越えて30年前に逆もどり。再会を約して10月10日午後東京へ帰られました。



### おめでとう。市民会館挙式第1号

市民がいろいろの機会に利用できる施設を…そんな願いで建設した市民会館。この結婚式場でさる10月10日楡原、諏佐洋光さんと平、鶴巻有美子さんが市民会館挙式第1号として結婚式を挙行。

おぞいの参列者から祝福を受け、はなやかなうちにも厳粛な式典は、若い二人の永遠の思い出となることでしょう。



# 戸籍素アリコ

## 戸籍のしくみ

戸籍は、一組の夫婦とその子供を単位として作られます。子供が生まれると、その子は父母の戸籍に入ります。そして、子供が成長して結婚すると父母の戸籍から出て、新しく夫婦で一つの戸籍が作られます。

## 婚姻届を忘れずに

婚姻の届出をわすれると、すばらしい結婚式を挙げ、その後いつしよに生活していても、法律上の夫婦とはいえません。いゆる内縁関係としか認められません。婚姻の届出は、市町村の役場へ届出します。

## 戸籍の証明は

戸籍の証明は、一般に謄本か抄本を利用してなされます。「謄本」は、戸籍の全部をそのまま写したもので、家族をまとめて証明する場合などに使います。「抄本」は、戸籍の必要な部分だけを写したもので、一人だけ証明する場合に利用します。

## 子供の出生届

子供が生まれたら十四日以内にかならず届出をしましょう。出生届をしないといつまでも戸籍に記載されません。戸籍に記載されていないと、学

## 戸籍の謄本・抄本

戸籍の証明は、一般に謄本か抄本を利用してなされます。「謄本」は、戸籍の全部をそのまま写したもので、家族をまとめて証明する場合などに使います。「抄本」は、戸籍の必要な部分だけを写したもので、一人だけ証明する場合に利用します。

出生・死亡をはじめ、婚姻・養子縁組など、人間の身分関係を公簿(戸籍簿)に記載しておく、必要なときにその証明ができるよう、親族関係・身分関係を明らかにしておく制度です。

このように大事な戸籍は、みなさんの届出によって作られます。まちがった届出をしますと、戸籍にもまちがった記載がされてしまいますし届出をしないといつまでも戸籍に記載されません。子供が生まれたら十四日以内に、肉親が亡くなったなら七日以内に届出をしてください。

挙式の日には婚姻の届出をしましょう。

校へ入学するとき、就職するときその他自分の身分関係や国籍(日本人か外国人か)の証明などが必要となるときは大変めんどうなことになります。

出生届をするには、市民課に用紙がありますから、その用紙に医師か助産婦の証明をもらい、必要事項を記入して届出てください。

はつきりおぼえておきましょう。

戸籍の謄本・抄本

請求は本籍地の役場に

身分関係や相続関係、あるいは海外渡航の際の国籍証明などに、戸籍の謄本・抄本は広く利用されています。

謄本あるいは抄本は、本籍地の役場に請求しますが、郵便でも請求することができます。この場合手数料は、現金書留か定額小為替で送金されるようお願いいたします。

謄本・抄本の手数料は、用紙一枚につき七十円です。

また、本籍、筆頭者がわからなかったり、まちがっていたりすると、戸籍がみつからず、謄本・抄本が作成できませんから、自分の戸籍の本籍と筆頭者をまちがわずに書いて請求してください。



# とちお 広報

市長選挙特集号  
49・11・1 発行

編集と発行 新潟県栃尾市役所 電話(02585)2-2151

## 投票所別有権者数 (人数は昭和49年9月10日現在)

| 投票区 | 区 域                         | 投 票 所             | 有 権 者 数 |        |        |
|-----|-----------------------------|-------------------|---------|--------|--------|
|     |                             |                   | 男       | 女      | 計      |
| 第1  | 表町・大野町・谷内<br>滝の下町・仲子町・東町・本町 | 栃尾市公民館            | 1,493   | 1,768  | 3,261  |
| 第2  | 新栄町・栄町・山田町・新町<br>大町・金町      | 栃尾市民会館            | 1,355   | 1,525  | 2,880  |
| 第3  | 小 貫                         | 小 貫 公 民 館         | 166     | 185    | 351    |
| 第4  | 土ヶ谷                         | 栃小土ヶ谷分校           | 57      | 76     | 133    |
| 第5  | 金沢・原・巻淵・栃倉                  | 天 使 幼 稚 園         | 824     | 963    | 1,787  |
| 第6  | 吉水・上檜出・下檜出・山口<br>二ツ郷屋・山屋・明戸 | 檜 出 小 学 校         | 578     | 618    | 1,196  |
| 第7  | 二日町・熊袋                      | 二日町公民館            | 238     | 256    | 494    |
| 第8  | 下塩・人面・文納                    | 農 協 人 面 支 所       | 300     | 305    | 605    |
| 第9  | 楡原・岩野・水沢・鶴ヶ島                | 川 谷 小 学 校         | 233     | 257    | 490    |
| 第10 | 大野原・沖布・天平・塩新町<br>滝之口・島田     | 塩 谷 開 発 セ         | 314     | 349    | 663    |
| 第11 | 梅野俣・塩中・丸川・平中野俣              | 梅 野 俣 公 民 館       | 123     | 122    | 245    |
| 第12 | 津 谷                         | 津 谷 公 民 館         | 106     | 100    | 206    |
| 第13 | 山葵谷                         | 山 葵 谷 集 会 所       | 72      | 80     | 152    |
| 第14 | 入塩川・本所                      | 塩 川 小 学 校         | 259     | 268    | 527    |
| 第15 | 上の原町・旭町・宮沢<br>天下島・平・大倉      | 白 山 保 育 所         | 1,231   | 1,367  | 2,598  |
| 第16 | 赤谷・泉・大川戸・菅畑                 | 東 谷 中 学 校         | 636     | 675    | 1,311  |
| 第17 | 栃堀・小向                       | 栃 堀 区 事 務 所       | 577     | 593    | 1,170  |
| 第18 | 下米伝・上米伝・松尾・寒沢               | 入 東 谷 公 民 館       | 240     | 238    | 478    |
| 第19 | 吹 谷                         | 吹 谷 公 民 館         | 107     | 110    | 217    |
| 第20 | 栗山沢                         | 栗 山 沢 小 学 校       | 85      | 93     | 178    |
| 第21 | 北荷頃                         | 荷 頃 小 学 校         | 470     | 520    | 990    |
| 第22 | 一之貝                         | 一 之 貝 小 学 校       | 285     | 286    | 571    |
| 第23 | 軽井沢                         | 一 之 貝 小 軽 井 沢 分 校 | 84      | 75     | 159    |
| 第24 | 比 礼                         | 比 礼 小 学 校         | 83      | 83     | 166    |
| 第25 | 本津川                         | 本 津 川 公 民 館       | 44      | 49     | 93     |
| 第26 | 田之口                         | 田 之 口 公 民 館       | 75      | 69     | 144    |
| 第27 | 西野俣・中・木山沢                   | 西 谷 小 学 校         | 167     | 167    | 334    |
| 第28 | 森 上                         | 元 森 上 小 学 校       | 77      | 75     | 152    |
| 第29 | 西中野俣                        | 中 野 俣 小 学 校       | 198     | 221    | 419    |
| 第30 | 新 山                         | 新 山 公 民 館         | 108     | 110    | 218    |
| 第31 | 繁 窪                         | 繁 窪 公 民 館         | 102     | 110    | 212    |
| 第32 | 半蔵金                         | 半 蔵 金 小 学 校       | 189     | 203    | 392    |
| 第33 | 田 代                         | 半 蔵 金 小 田 代 分 校   | 41      | 40     | 81     |
| 合計  |                             |                   | 10,917  | 11,956 | 22,873 |

入場券が届かないとき  
早目に問い合わせを

投票所入場券は、区長さんを通じて  
近日中にみなさんのお手元へ届けられ  
ます。

日前なるべく早めに、選挙事務室へお  
問い合わせください。  
入場券は、正確にお手元へ届けられ  
るようできるかぎり整理してあります  
が、整理直前に移動されて、市役所へ  
の届け出ができておられますと、前任  
所地に配布されている場合もあります。

投票に出かける前に

1 入場券を忘れずに持参してください。  
もし、無くしたり忘れたりしたとき  
は、投票所での旨を申し出てください。  
さい。係が再発行します。

2 投票の場所は、入場券に書いてある  
投票所です。最近住所を移された  
かた及び投票所が変わったところの  
かたはとくに注意し、投票所をまちが  
わないようにしてください。

開票は即日  
午後八時から市役所で

市長選挙は即日開票で、午後八時か  
ら市役所四階大会議室で行います。  
開票所の収容定員の関係で、参観人  
は五十人に制限します。  
開票の参観券は、午後七時三十分か  
ら市民ホールで受け付け交付します。

### 選挙事務室を開設

市長選挙の事務を行うため、10月7日か  
ら事務室を市役所1階に開設しました。  
不在者投票など、選挙のご用はこの事務  
室へおいでください。  
電話 執務時間中=2-2151(内線247,  
270番)  
執務時間外=2-2158(直通)  
2-2151(内線270番)

## 11月10日は市長選挙

### ゴム印で○印をつける記号式投票

- ▼任期満了に伴う市長選挙は、十月三十一日に告示され、十一月十日(日曜日)に行われます
- ▼投票は、投票用紙にゴム印で「○印」をつける記号式投票で行われます。正しく投票して、無効とならないようにしましょう。
- ▼こんどの選挙は、今後四年間の市政を託す最も身近な、たいせつな選挙です。よく見、よく聞き、立派な代表者を選びましょう。



### 投票のしかた

投票所で、あらかじめ候補者の氏名を印刷した投票用紙を交付しますので、投票しようとする候補者一人に、その氏名の上の欄にゴム印で○印をキチンとつけて、投票箱へ入れてください。  
投票所には、○印のゴム印とスタンブ台が備えてありますからそれを使用してください。  
○印でないものをつけたり、ペンや鉛筆で○を書いたものはすべて無効となりますからじゅうぶんご注意ください。  
もし、まちがって○印をつけたときは訂正もできませんし、場合により投票用紙を取り替えますから、このようときは投票管理者に申し出てください。

### 投票用紙のひな型

|            |       |
|------------|-------|
| ○をつ<br>ける欄 | 候補者氏名 |
| 乙野二郎       | 甲野太郎  |

# 不在者投票は11月9日まで 出かせぎ者は棄権しないように

投票日の十一月十日に、市外の勤務先で業務に従事中等と、出産のため入院中で、当日投票所へ行くことができない見込みのかたは、不在者投票をすることができます。

不在者投票の期間は、選挙の告示の日から投票日の前日まで、十月三十一日から十一月九日までの十日間です。

選挙は、投票日に投票所に向いて投票をするという原則がありますが、不在者投票は、その原則に対する例外といえるわけです。そのため、若干手続きが必要で、特に時期的に市外へ出かせぎ者が発する時期であります。

出かせぎ先から不在者投票をする場合は、郵送等で日数がかかり、ややもすると投票日に間にあわないことも考えられますので、出発前に投票を済ますようにいたしましょう。

不在者投票をする場所は、市役所内（一階）選挙事務室で、午前八時三十分から午後五時までです。

土曜日、日曜日はこの時間中であれはできませんのでおいてください。

市長選挙は、身近なたいせつな選挙です。有権者としての義務を果すためにも棄権は絶対にやめ、必ず投票しましょう。

## 不在者投票の できる主な理由

次の理由により、選挙当日自ら投票所に行き投票することができない場合

- (1) 選挙人がその属する投票区の区域外において職務又は業務に従事中。
- (2) 選挙人がやむを得ない用務又は事故のため市外に旅行中又は滞在中。
- (3) 選挙人が疾病、負傷、妊娠等で、投票当日歩行が著しく困難であると予想される場合。

なお、細かいことにつきましては、選挙事務室へ電話等で照会してください。

## 不在者投票に必要なもの

不在者投票をするためには、つぎのものが必須です。選挙所においでになるときは、忘れずに持参ください。

- (1) 本人の印かん
- (2) 投票所入場券（できるかぎり持参すること）

なお、市内で不在者投票のできる病院として、厚生連榑尾郷病院が指定されておりますので、同院に入院中のかたは、そこで行うことができます。



公正な判断で  
必ず投票いたしましょう

市選挙管理委員長 藤井 勇

各種選挙に際しましては、いつも市民のみなさんから格段のご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

このたび榑尾市におきまして、十一月十日に市長選挙を執行することになりました。

申すまでもなく市長は榑尾市を代表して、市政を担当するものであり、

しかし、その市長を選ぶのは有権者のみなさんであり、よい市政が

出かせぎ先から不在者投票をする場合、まず投票を済してから出かけるよう、また時間の都合で無理な場合は不在者投票の制度をご利用くださるようお願い申し上げます。

お願ひします。

特に若いかたで選挙当日市外へ出かけられるかたがあるかと思ひますが、まず投票を済してから出かけるよう、また時間の都合で無理な場合は不在者投票の制度をご利用くださるようお願い申し上げます。

# 市長選挙に 投票できる人

市長選挙の投票を行うことができる人は、選挙人名簿に登録されているかたです。

選挙人名簿の登録は、年一回九月に定時登録するほか、選挙が行われるつど登録資格のついた人を臨時に登録します。

また、以上のほか、修正登録を行います。

市長選挙においても、選挙人名簿の登録を行うわけですが、今回

## 投票所を一部変更

今回の榑尾市長選挙から一部の投票区、投票所を変更します。

ご不便になるかたもあるわけですが、いろいろと検討した結果でありますので、ご理解いただき、投票当日は投票場所をまちがわないうご注意をお願いします。

# 市長選挙立会演説会

五日から四会場です。市長選挙の立会演説会は、榑尾市長選挙公営立会演説会を主催いたします。

| 開催年月日      | 開催時刻    | 会場         |
|------------|---------|------------|
| 昭和49年11月5日 | 午後1時30分 | 塩谷地区開発センター |
| 昭和49年11月6日 | 午後1時30分 | 東谷克雪管理センター |
| 昭和49年11月7日 | 午後1時30分 | 西谷地区開発センター |
| 昭和49年11月8日 | 午後7時30分 | 榑尾小学校      |

# 次の投票所の投票時間を変更

投票日の十一月十日に投票所を締め切る時刻を早める投票所があります。

これは、時節柄日没が早く、また、天候不順による投票当日の開票所までの交通の悪条件などを予想し、開票所から遠隔地にある投票所について、県選挙管理委員会の承認を得て決定したものです。

該当する投票所は、次の四投票所です。投票時間に遅れないようご注意ください。（投票開始は、午前七時です。）

| 投票所名        | 締め切り時刻 |
|-------------|--------|
| 栗山沢小学校      | 午後五時   |
| 一之見小学校軽井沢分校 | 午後五時   |
| 半蔵金小学校      | 午後五時   |
| 半蔵金小学校田代分校  | 午後四時   |

右以外の投票所は全部つぎのとおりです。

投票開始 午前七時

投票閉鎖 午後六時

投票は、用事を済ませてからといわずに前もつてするようにしましょう。